

# 自己決定支援と意思決定支援 — 国連障害者の権利条約と日本の制度における「意思決定支援」 —

障害ユニット 研究支援者  
木口恵美子

キーワード：自己決定、意思決定、支援、障害者、障害者権利条約

「意思決定支援」を考察することとする。

## 1、はじめに

平成25（2013）年12月4日、日本はようやく国連障害者の権利条約（障害者の権利に関する条約 以下権利条約）に批准を決めた。平成18（2006）年12月13日、第61回国連総会において採択され、日本が署名をしたのは平成19（2007）年9月28日であり、署名をして以来、6年の準備期間を経て、批准に至ったのである。

この間、2011年には障害者基本法が改正され、2013年には、障害者に関する6つの法律が審議、整備されるなど、国内法の整備が進められてきた。

権利条約への批准により、公には国内法が整備されたと考えられているが、実際に障害を持つ人の生活に密接に関わる、身近で具体的な制度や社会サービスの充実や、自己決定の具体化は、まさに今後の重要な課題である。また、常に被支援者と支援者の関係が問われ続けている支援の現場にも影響を及ぼすことが考えられる。

本論文では、権利条約でも基本理念とされ、障害当事者が自立を求めて掲げてきた「自己決定」と、近年国内外で用いられている「意思決定」の関係について考察を試みる。そのため、まず権利条約における「意思決定支援」を確認し、その後、日本の制度に現れた「意

## 2、障害者権利条約における意思決定支援

### (1) 障害者権利条約における自己決定

自己決定権（right to self-determination）は、障害分野では「障害者が自らに関する意思決定を行う権利」[長瀬修, 2004]と理解されているが、権利条約の草案作りの過程の中で、「自己決定」は、国際法の「民族自決」と混同されるという指摘を受けて、自律（autonomy）に置き換えられた経緯がある [長瀬修, 2004]<sup>i</sup>。

その自律は自立と共に、権利条約の規定の解釈指針となる前文<sup>ii</sup>と、第3条一般原則<sup>iii</sup>に明記されており、権利条約が自律及び自立の保障を重要な基本価値の1つとしていることが理解できる。そのため、自律と自立は、権利条約全体に通底するものだが、この二つの言葉の異同は、条約の中で明確にされているわけではない。崔は、自律と自立の言葉の用いられ方に着目し、権利条約第19条の「自立した生活及び地域社会への包容」<sup>iv</sup>の条項の検討を行い、19条の中で用いられる「自立」は、「自己決定や自己選択を含む自立」を意味し、条約の「自律」とほぼ同義で用いられていると結論づけ、さらに、条約の解釈には、条約の交渉過程や背景にある理念が大事であると述べている [崔榮繁, 2008]<sup>v</sup>。

また岡部は、19条の検討するにあたり、条約における基本的な前提となる自律・自立観を「障害者の自立生活とは障害のない者との差別なく自らが自分の生活を律し社会生活を営むことである」[岡部耕典, 2010]<sup>vi</sup>と確認している。そして、他の多くの条文が、障害者の自律・自立に関係し、その実現を担保しているとする。

このように、自律と自立が権利条約で重要であるということは理解できたので、本論文では、これまで自己決定や合理的な決定ができず、代行決定が必要だとされてきた、知的障害や発達障害や精神障害を持つ人の、自己決定の権利を保障する第12条「法律の前にひとしく認められる権利」と、そこで導入された「支援された意思決定 (Supported Decision Making)」に着目し、自己決定と意思決定についての検討を行う。

なお、「Supported Decision Making」の訳語はまだ統一されていないが、本論文では引用以外は「支援を受けた意思決定」とする。

## (2) 障害者権利条約における意思決定支援

第12条の条文の1項から3項は、次のとおりである。

1. 締約国は、障害者が全ての場において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を共有することを認める。
3. 締約国は、その法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。 以下省略

世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク (WNUSP) の共同議長で弁護士であり、国連の特別委員会NGOの代表として活躍したティナ・ミンコウィッツは、第12条は「条約の核心」と言われるほど重要で、障害を持つ人が健康、住まい、雇用、自分の財産等、生活のすべての側面において、「自分で自分の意思決定を行う権利を保障する」条項であり、そのために、条

約は「支援された意思決定」を準備したと述べている [ティナ・ミンコウィッツ, 2008年]<sup>vii</sup>。

この12条の審議の過程で争点となった、成年後見制度を否認すべきか否かという点と、法的能力の捉え方を通して、12条における意思決定支援の検討を行う。

### ①成年後見制度と意思決定支援

まず、成年後見制度に関する議論について、池原毅和は、「(権利条約では) 障害のある人の自己決定をどのようにして支えるかということこそ重要であり、これを徹底すれば障害のある人の決定をさしおいて他人が本人に代わって決定をするということは障害のある人の尊厳と自律を害し、他の者との平等性の保障に反するのではないか、障害者権利条約が求めるのは自己決定の支援(「支援を受けた自己決定」という)であって、それは他人が本人に代わって決定をすること(「代行決定」という)とは本質的に相容れないものではないかという議論」とまとめている [池原毅和, 2010]<sup>viii</sup>。この主張を明確に打ち出した国際障害コーカスは、支援を受けた自己決定は能力があることを前提とするシステムだが、代行決定は、能力がないことを前提とするシステムであり、両者は両立しえないとする。また、自己決定支援には0から100%までの広がりがあり、支援を受けた自己決定には、100%の支援状態は徐々に改善して支援の必要性が減少するダイナミズムがあるが、成年後見制度ではそのようなことはない主張している。その結果、議論の焦点となった人格代理人の規定は削除されたのである。

このことについて池原は、100%の支援が行われる際に生じ得る、濫用や権利侵害を防止するルールを定めることは必要であるが、権利条約において、権利を制約する制度である代行決定の制度を前提として認める規定を置くことは妥当ではないとの見解を示している [池原毅和, 2010]<sup>ix</sup>。

国際育成会連盟総会が、採択のポジションペーパーは、「支援を受けた意思決定」について「このシステム

を開発するには時間が必要であり、また現存するあらゆる伝統的な後見制度の方策が違法であると同じ時期に宣言されると、機能しなくなる危険もあります。(中略) 後見制度と支援つき意思決定のシステムとは、その移行が完全に行われるときまで、平行して存在するものとなるべきです。』<sup>x</sup>という見解を示しているのは、時間をかけて慎重かつ地道に取り組むべき課題であることを意味していると思われる。

## ②法的能力と意思決定支援

次に、法的能力の捉え方については、大陸法系の国(中、韓、露、アラブ諸国、多くのEU諸国)では、「法的能力」を概念上「権利能力」と「行為能力」に区別して捉えるのに対して、英米法系の国では「法的能力」は大陸法系でいうところの「権利能力」のみを意味するなど、各国に違いがあり混乱もあった<sup>xi</sup>。議長草案では“legal capacity”と“the capacity to act”を使い分けるかが議論されたが、最終的に“legal capacity”に統一されたのである。

池原は、権利能力は、「権利義務の帰属点となる法的地位を意味するもの」であって行為の対象ではなく、行使が予定される法的能力は「法律行為を形成できる能力あるいは法的効果を生じさせる行為を行う能力を意味すると理解すべき」と述べ、障害者権利条約においては、この法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用すること、すなわち、支援された意思決定が定められたことを評価している [池原毅和, 2010]<sup>xii</sup>。

また、日本の全国「精神病」者集団の一人で、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク(WNUSP)理事の山本眞理は、「すべての条文から誰一人として障害者を排除しない重要な条文」と述べている [山本眞理, 2008]<sup>xiii</sup>。

つまり、もし「法的能力がない」という例外をわざわざ認めた場合、法的能力の有無が問題となり、すべての障害者について「法的能力がある」ということを立証する必要が生じるという問題が起こり、さらに、

「法的能力がない」と例外的に認められた人にとっては、条約は全く意味の無いものになってしまうというのである。

このように、障害の種類や程度に関わらず、すべての障害を持つ人が、生活のすべての側面において、他の人と完全に同じ法的能力を有することが認められ、法的能力を行使することが困難な場合には、「支援を受けた意思決定」と呼ばれる、法的能力を行使するための支援を受けることが、権利として認められることになった。

## ③関係性と意思決定支援

前項で確認したように、障害を持つ人を他の人と同じ「法定能力を持つ人」として捉えることは、周りの人たちとの間の関係性に変化をもたらすと思われる。

国連が発行している政治家のためのハンドブックでも、支援を受けた意思決定の概念を用いることによって、周囲の人の障害を持つ人への認識が変化している。重い障害を持つ人を、法的能力を行使できない保護や代行決定が必要な人と捉えるのではなく、法的能力を行使する可能性を持つ人で、歴史や人生の目的を持つ人だと、人々が認識することを助けるというのである<sup>xiv</sup>。

「障害のある人の権利に関する委員会」の専門家のエダ・ワンゲチ・マイナは、そのスピーチの中で、支援者と支援を受ける人の間の人間関係を構築するには、時間とエネルギーが必要だが、信頼と尊敬のもとで障害を持つ人が彼ら自身を表現し、願いを伝え、その人の願いを反映することを可能にするためには、支援は、必然的に人間関係の発展を含むと理解されるべきだと述べている<sup>xv</sup>。

また、インクルージョン・インターナショナルは、日常生活で支援が必要になった時、まず家族や友人、知人といったインフォーマルな支援を求めることが一般的であり、法的能力に関する活動は、専門家のサービスに頼るより、インフォーマルな支援ネットワークを

強化・拡大させることが大切だとしている<sup>xvi</sup>。

支援を受けた意思決定における支援者については、多様性があると考えられており、前述のティナ・ミンコウィッツは、家族と友人の支援ネットワーク、パーソナルオンブズパーソン<sup>xvii</sup>、地域社会、パーソナルアシスタンス、同じ障害を持つ仲間をあげている。この中で、パーソナルアシスタントは、本人と雇用契約を結ぶ有給の介助者であるが、例えば、読み書きが不自由な人への書類の読み書きの支援や、知覚障害の人への周囲の情報提供、信頼された場合には選択肢に関する議論などを通して、支援を受けた意思決定に関わるとしている<sup>xviii</sup>。

このように、障害者の権利条約における「支援を受けた意思決定」は、永井が述べるように、あらたな制度を求めるのではなく、すべての支援体制が、支援する者と支援を受ける者の間の高度な信頼関係によって成り立つことを求めている[永井,2009]<sup>xix</sup>と考えることもできるかもしれないが、その関係性の前提となる平等や相互に尊重し合う関係を構築し、問題が起こった時に公正に判断が可能になるための仕組みは、必ず必要なのではないだろうか。

### 3、日本の制度に現れた、意思決定支援

#### (1) 日本の障害者制度改革

近年、日本でも障害者制度改革に伴い、意思決定支援に関する議論が聞かれるようになった。あらためて障害者制度改革について確認すると、二つの背景が見えてくる。一つは、前述の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が必要であったこと、もう一つは、2006年に施行された障害者自立支援法に対して、障害者団体等が起こした集団訴訟である。

2003年に、戦後から続いた措置制度に代わって、自

己選択・自己決定の尊重を掲げた利用契約に基づく支援費制度が実施されることとなった。支援費制度は、潜在化していた在宅障害者のニーズを引き出したものの、開始から3年後の2006（平成18）年には、主に財政上の問題から自立支援法へと移行せざるをえなくなった。この2006年は、国連障害者権利条約が採択された年でもある。

自立支援法は、その開始に際して当事者を交えた十分な検討が行われなかったことや、利用者に対して、応益負担としてサービスの費用負担を求めたため、生きるために必要なサービスを応益とする国の考えに対して、障害当事者や関係者が危機感を募らせ、2008年10月に全国8か所の地方裁判所で、障害者本人や親が障害者自立支援法違憲訴訟を起こした。集団訴訟は、その後規模を広げ、最終的に全国14か所で集団訴訟が提起され、2010年1月7日に厚生労働省と原告団・弁護団の間で合意に至ったのである。

合意文書には、①自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法を制定すること、②新たな法制度の制定にあたって障害者の参画のもとに、十分議論を行うことなどが明記された。そして、その合意文書に基づき、時の民主党政権のもと、2009年12月に内閣府に障害者制度改革推進本部（以下推進本部）が設置され、翌2010年1月には推進本部のもとに障害者制度改革推進会議（以下推進会議）が組織された。

推進会議が、2010年6月にそれまでの議論の成果として推進本部に提出した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」には、改革の基本的な方向性として、①「権利の主体」である社会の一員、②「差別」のない社会づくり、③「社会モデル」的観点からの新たな位置付け、④「地域生活」を可能とするための支援、⑤「共生社会」の実現の5項目が示され、具体的には、①「障害者基本法」の抜本的改正、②障害を理由とする差別の禁止法（仮称）等の制定、③「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が示された。推進会議では、主に障害者基本法の改正が話し合われ、2011年7月に改正障害者基本法が成立した。そして2010年4月に

は、より効率的な議論のために、推進会議のもとに「総合福祉部会」が、11月には「差別禁止部会」が設置され、制度改革の議論が進められ、2011年8月に「障害者総合福祉法・骨格提言」を出すに至った。しかしその後、骨格提言とは程遠い「障害者総合支援法」が2012年6月に成立し、施行後3年の見直しを前提として、翌年4月施行されることとなった。

差別禁止に関しては、2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立した。同時期に、被成年後見人の選挙権回復のための公職選挙法の改正、障害者雇用促進法、道路交通法、精神保健福祉法の改正、生活保護法の審議といった、障害を持つ人の権利に関する重要な法案が審議・可決された。そして、同年12月に、とうとう国連の障害者権利条約への批准を決めたのである。（表1）

この一連の障害者制度改革の中で「意思決定支援」が着目され、日本の法制度にも組み込まれたわけだが、その内容について、次で見ていくことにする。

## （2）障害者制度改革における「意思決定支援」

### ①障害者制度改革推進会議における「支援された意思決定」の議論

障害者制度改革推進会議は、「制度改革推進会議の進め方（大枠の議論のための論点表）たたき台<sup>xx</sup>」をもとにすすめられた。その中で自己決定についての論点は、「自己決定支援の必要性についてどう考えるか」である。この論点提起の背景には、「支援を受けた自己決定、すなわち自己決定そのものを支援し可能な限り本人の法定能力に制限を設けないという世界の流れがある中で、日本はどうすべきか」（第3回推進会議議事要約）<sup>xxi</sup>という意図があった。

そこでの議論をあえて分類してみると、①自己決定

支援の内容、②自己決定支援が必要な理由、③自己決定支援に必要な仕組みやシステム、④自己決定支援の方法、⑤自己決定支援を考える際の注意事項などである。

それぞれを簡単に説明すると、①は自己決定支援を自己決定のための前提や条件整備と位置付け、自己決定には十分な選択肢、十分な情報、わかりやすい説明、それらへのアクセスの保障が必要。②は自立生活のイメージの確立や、セルフアドボカシーやエンパワメントのために自己決定支援が必要。③は当事者主体のエンパワメント事業、成年後見制度、家族による支援やピアサポートを含めた柔軟な権利擁護の仕組み、選択に必要な経験の積み上げを行う仕組み、市町村における相談支援の整備が必要。④は自己決定支援には、マンツーマンの支援体制、決定や決定の表出のためのコミュニケーション支援などが必要。⑤は「自己決定できる者」と「自己決定できない者」がいるわけではないという視点が必要、自己決定には限界があることを理解すべきであるという意見である。

自己決定の支援が重要で必要であるという点には共通理解がある一方で、自己決定が困難な場合の支援については、若干見解が異なっていた。すなわち、自己決定が困難な背景には、選択肢や情報、判断能力が不十分という理由だけではなく、判断するための社会的体験が不十分な場合や、周囲の偏見などによって、自己決定の意思や決定の表出を抑えるなど、心理的な抑圧がある場合が考えられるが、そのような場合に、成年後見制度に力点を置くか、エンパワメントに力点を置くかといった、力点の置き方に違いが表れたのである。

エンパワメントか後見制度かといった二者択一で解決すべき問題ではなく、さらに福祉部会でも「『支援を得ながらの自己決定』についてどう考えるか」<sup>xxii</sup>という論点が出されたが、部会においては自己決定支援の実現に向けた相談支援体制整備の検討が中心であり、福祉部会がまとめた障害者総合福祉法(仮称)の骨格提言は、自己決定を「地域で自立した生活を営む基本的権利」の中に位置付け、「必要とする支援を受けながら、意思

（自己）決定を行う権利が保障される旨の規定」を法によって明確にすべきであるとしている。

その一方で成年後見制度については、民法との関連で見直しを含めて引き続き検討を要すこととされたのである<sup>xxiii</sup>。

## ②障害者基本法と障害者総合支援法における「意思決定支援」

2011年に改正された障害者基本法第23条は、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ（下線筆者）、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策または制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」として、国や地方公共団体に対して、障害者や家族などへの相談業務や、成年後見制度などの制度の利用の際に、意思決定に配慮する義務を定めている。

また、2013年から施行された障害者総合支援法第42条第1項は、「指定障害者福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者」という）は、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに（下線筆者）、市町村、公共職業安定所その他のリハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者の立場に立って効果的に行うようにしなくてはならない」と定め、同法第51条の22第1項では、指定相談事業者及び指定特定相談事業者に対しても同様に、障害者等の意思決定の支援に配慮することを責務として定めている。これら障害者総合支援法の意思決定支援への配慮の文言は、それまでの障害者自立支援法の条項に追加する形で盛り込まれたものである。

さらに、同法附則第3条【検討規定】の、法律の施行後3年を目途として検討する6つの事項の中に、「障害者

の意思決定支援のあり方」が含まれている。

## ③意思決定支援法制度化の背景

日本の法制度に「意思決定支援」が盛り込まれた背景について、知的障害者分野で長年実践を行い、意思決定支援の制度化に積極的に取り組んだ柴田は、総合福祉部会において、知的障害者や発達障害者への理解が不十分なまま議論が進められていると危惧した、知的障害者関係者らが、障害者権利条約などの学習会を通して、「意思決定をするのは知的障害者自身であるが、支援者や環境との相互作用の中で本人の意思が確立していくことから『自己決定支援』ではなく『意思決定支援』と表現することにした」と述べている [柴田洋弥, 2012]<sup>xxiv</sup>。

そしてNPO法人東京都発達障害支援協会として、総合福祉部会第12回に、「知的障害者等の意思決定支援制度化への提言」を行った。その概要は、①意思決定は、「日常生活」における意思決定と、サービス利用や財産などの「契約時」の意思決定を含む。②「日常生活」における意思決定支援が重要で、グループホーム、日中活動・訪問系事業・入所施設等の支援職員やともに暮らす家族がそれを担っている。③パーソナルアシスタントの制度化、ケアホームの制度化、手薄な入所施設の支援職員配置改革が必要である。というものである。

また、東京都社会福祉協議会知的発達障害部会、東京都発達障害支援協会、東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡協議会、東京都自閉症協会、日本ダウン症協会の5団体が発表した「障害者総合福祉法における『意思決定支援』制度化の提言」では、総合福祉部会の骨格提言の中に、通所・入所・グループホーム・訪問系等の日常的な福祉サービスの目的に「意思決定支援」が明記されていないことに対し、このままでは、自立支援法における「食事、入浴・排泄の介護等」という表記と同様に「介護」のみが明示されてしまうとして、①各障害者福祉サービスの目的条項に「意思決定支援」を加えること。②意思決定支援に携わる支援

職員（生活支援員等）を意思決定支援の専門職として位置付け、個別支援計画作成を担うこととすることなどを提案している。さらに上記5団体が、①事業者の責務に意思決定の支援を加えること、②検討項目に意思決定の支援のあり方を加えること、③知的障害者福祉法に意思決定の支援を加えることを求める要望書を作成して議員に要望し、障害者総合支援法に追加されることとなったのである。

しかし、これらの提案に対する、桐原らの、成年後見制度を前提とする意思決定支援の描かれ方や、意思決定支援の専門職という位置づけへの異議[桐原尚之・長谷川唯、2013]<sup>xv</sup>や、岡部による、現在の日常生活支援員による意思決定支援の限界への指摘 [岡部耕典、2013]<sup>xvi</sup>を見逃してはならないだろう。

## 4、まとめ

障害者の権利条約における意思決定支援と、近年日本の障害者施策に現れた意思決定支援の検討を行ってきたが、次のようにまとめることができるだろう。

第1に、権利条約における自己決定は、自律を意味し、自律と自立は文脈によって理解する必要があるものの、権利条約において自律・自立は地域生活の保障と共に考える必要がある。

第2に、権利条約は、自分で自分の意思決定を行う権利（自己決定権）を認めており、意思決定支援は自己決定が困難な人が意思決定を行うための支援である。そのため、意思決定支援の核には、自己決定があると考えられる。

第3に、権利条約において、意思決定支援は代行決定という権利擁護の仕組みとの対比で検討され、代行決定とは異なる支援を受けることが、権利として保障されたのである。そのため、意思決定支援は権利の問題として考えられる。

第4に、権利条約における意思決定支援は、周囲の人

の障害者観を変化させ、相互の信頼と尊重を育てるため、インフォーマルな関係性の広がりや充実を求めている。

第5に、日本の施策における意思決定支援は、知的障害者関係者によって、意思決定支援者に焦点が当てられていた。その支援者には入所施設などの生活支援員も含まれ、意思決定支援の専門職として個別支援計画の作成を担うという位置付けを関係者は求めていた。ただし、支援そのもののあり方についての具体的な提案はなされず、今後の検討となっている。

最後に、権利条約の文脈では、自己決定支援と意思決定支援に大きな違いは無いように思われる反面、日本の法制度への意思決定支援現れ方は、権利条約の文脈とは異なっている。今後、日本において意思決定支援を考える際には、権利条約に即して考える必要があるだろう。特に支援のあり方に関しては、現在の福祉サービス事業所における自己決定支援の現状と、支援者と利用者の関係性を真剣に検討、改善する必要があると共に、障害者の権利条約に即した意思決定支援を可能とする新たなサービス枠組みが考えられても良いのではないだろうか。

### 注および参考文献

- i 長瀬修(2004)「作業部会と条約草案」長瀬修・川島聡編著『障害者の権利条約－国連作業部会草案－』明石書店。
- ii 前文(n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む）が重要であることを認め、「障害者の権利に関する条約（公定訳文案／2013年10月15日版）」
- iii 第3条（a）固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重。「障害者の権利に関する条約（公定訳文案／2013年10月15日版）」
- iv 第19条は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会を持ち、地域社会で生活する平等の権利を認め、その措置としてa 誰とどこで住むかを選択する機会を有し、
- v 崔榮繁(2008)「第8章 自立生活」長瀬修、東俊裕、川島聡編『障害者の権利条約と日本 概要と展望』生活書院

- vi 岡部耕典(2010)「自立生活」松井亮輔、川島聡編.『概説障害者権利条約』:法律文化社,年.
- vii ティナ・ミンコウイツ (2008)「障害者権利条約における合理的配慮と人権// 障害者権利条約で変わる私たちの暮らし」.  
<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/seminar/reports/20081129jdfseminar.pdf#search='支援を受けた意思決定'>
- viii 池原毅和(2010)「法的能力」松井亮介・川島聡編.『概説障害者権利条約』法律文化社
- ix 同上
- x 国際育成会連盟総会 採択のポジションペーパー「支援つき意思決定制度の主要要素」  
<http://www.ikuseikai-japan.jp/pdf/position-paper2.pdf>
- xi 外務省ホームページ「障害者権利条約採択の経緯」参照  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/shogaisha0502\\_g.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/shogaisha0502_g.html)
- xii 池原毅和(2010)「法的能力」松井亮介・川島聡編.『概説障害者権利条約』法律文化社
- xiii 山本真理(2008)「共生医療・強制収容」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本』,生活書院
- xiv Handbook for Parliamentarians on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities  
<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=212>
- xv 2009年9月にニューヨークで行われた、障害者権条約委員会総会におけるスピーチ“The right to equal recognition before the law, access to justice and supported decision making”を筆者が訳した。原文は以下のアドレスで参照可  
<http://www.un.org/disabilities/documents/COP/Edah%20Presentation%20COSP.doc>
- xvi 国際育成会連盟総会 採択のポジションペーパー「支援つき意思決定制度の主要要素」  
<http://www.ikuseikai-japan.jp/pdf/position-paper2.pdf>
- xvii ここでは、精神障害者へのアウトリーチの機能を持つスウェーデンの取り組みを示す。
- xviii ティナ・ミンコウイツ「意思決定支援のパラダイム」訳長野英子 <http://nagano.dee.cc/tinaJ.htm> (2014.1.06最終閲覧)
- xix 永井順子.(2009).「精神障害者と自立／自律支援～精神障害者の「社会モデル」の観点から～」厚生労働科学研究費補助金平成20年度総括研究報告書代表研究者勝又幸子『障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究—諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性—」.183-119.
- xx 論点表は、賃金と社会保障No.1508の特集資料「障害者自立支援法違憲訴訟終結へ、新制度にむけた動き始まる」pp13-19を参照。
- xxi 第3回障がい者制度改革推進会議(2010年2月15日)議事要録  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/k\\_3/giji-youroku.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_3/giji-youroku.html) (8.4最終閲覧)
- xxii 第4回総合福祉部会(2010年6月22日)資料「障がい者総合福祉法(仮称)の論点表(たたき台)」厚生労働省ホームページ障害者制度改革推進会議 総合福祉部会より閲覧可  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html> (8.4最終閲覧)
- xxiii 提言については、第18回総合福祉部会(2011年8月30日)資料1「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(案)－新法の制定を目指して－」と、資料3「『障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案』に対する追加意見等」を参照した。(2011.9.2最終閲覧)
- xxiv 柴田洋弥(2012)「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』3号:第34巻
- xxv 桐原 尚之・長谷川 唯(2013)「支援された意思決定を巡って—日本国内法の現状と課題」『生存学研究センター報告』20号309-318
- xxvi 岡部耕典 意思決定支援WG岡部提出資料 // 日本障害者協議会 (JD)意思決定WG. - 2013.
- xxvii 尾上浩二(2013)「障害者制度改革第2ラウンドへ」『DPIわれら自身の声』Vol.29-2, 20-23



(表1) 障害者制度改革と国連障害者権利条約の動き

年	法律・国会の動き	行政・制度改革の動き	権利条約の動き	当事者団体の動き
2001 (H14)			第56回国連総会決議採択 (障害者権利条約検討委員会 設置決定)	
2002 (H15)			第1回国連アドホック委員会 開催	アドホック委員会出席
2003 (H16)	障害者支援費制度施行			
2004 (H17)				日本障害フォーラム結成
2006 (H18)	4月、障害者自立支援法施行	12月自立支援法「特別対策」 発表	12月第8回国連アドホック委 員会・権利条約採択	アドホック委員会出席
2007		4月「特別対策」実施	日本政府、条約に署名	
2008 (H20)		7月自立支援法利用者負担の 見直し	障害者権利条約発効	障害者自立支援法違憲訴訟
2009 (H21)	3月自立支援法見直し法案	12月「障害者制度改革推進本 部」設置		
2010 (H22)	12月改正自立支援法（つなぎ 法）	1月「障害者制度改革推進会」 議設置。 4月「総合福祉部会」 6月第1次意見発表11月「差別 禁止部会」		違憲訴訟基本合意
2011 (H23)	7月改正障害者基本法成立 10月障害者虐待防止法成立	8月総合福祉部会「障害者総合 福祉法・骨格提言」発表		
2012 (H24)	6月総合支援法成立	7月第1回障害者政策委員会開 催		
2013 (H25)	4月総合支援法施行 6月差別解消法成立、障害者雇 用促進法、公職選挙法、道路 交通法、精神保健福祉法など 改正		12月日本政府、権利条約を批 准	

〔尾上浩二（2013）xxvii P22-23の表を参考に筆者作成〕